



山形県公報

令和5年11月28日(火)

号 外 (33)

目 次

共 同 訓 令

○第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部設置規程…………… 1

共 同 訓 令

山 形 県 共同訓令第1号
山形県教育委員会

庁 中
出 先 機 関
局 中
教 育 機 関

第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部設置規程を次のように定める。

令和5年11月28日

山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子
山形県教育委員会教育長 高 橋 広 樹

第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部設置規程 (設置)

第1条 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に関する事務を円滑に処理するため、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（組織及び所掌事務）

第2条 実施本部に別表第1の左欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第2の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（本部長、副本部長及び本部付）

第3条 実施本部に本部長、副本部長及び本部付を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事及び教育長をもって充てる。

4 本部付は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、実施本部に関する事務を統括する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 本部付は、実施本部の連絡調整に関する事項その他特に命じられた事項を処理する。

（部長及び副部長）

第4条 部に部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部内の業務を掌理する。

4 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐する。

（班長、副班長及び班員）

第5条 班に班長、副班長及び班員を置く。

- 2 班長及び副班長は、別表第5の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班員は、知事部局の各主管課長若しくは出先機関の長又は教育委員会の事務局の各課長若しくは各教育機関の長からの推薦に基づき、本部長が選出した職員をもって充てる。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理する。
- 5 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班の業務を整理する。
- 6 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

（本部長への委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令は、令和6年2月29日限り、その効力を失う。

別表第1

部 名	所 掌 事 務
総 務 部	1 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関すること。 2 実施本部の業務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 3 関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。 4 広報に関すること。 5 報道に関すること。 6 その他他部の所掌に属さない事項に関すること。
歓 迎 交 流 部	歓迎交流広場の管理運営に関すること。
医 事 部	医療救護に関すること。
輸 送 交 通 部	1 輸送情報の総括に関すること。 2 輸送車両の運行管理に関すること。 3 式典会場における駐車場の管理に関すること。 4 総合案内所の管理運営に関すること。
消 防 警 備 衛 生 部	1 式典会場における消防及び警備に関すること。 2 衛生対策に関すること。
競 技 式 典 部	1 競技運営の総括に関すること。 2 式典の実施に関すること。 3 競技記録に関すること。

別表第2

部 名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	総 務 班	1 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関すること。 2 実施本部の業務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 3 関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。 4 全国代表者会議に関すること。 5 主催者連絡会議に関すること。 6 その他他部及び部内の他班の所掌に属さない事項に関すること。

	広報報道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関する事。 2 式典、歓迎交流事業等の記録撮影に関する事。 3 全国報道員会議に関する事。 4 式典における報道に関する事。 5 プレスセンターの管理運営に関する事。
歓迎交流部	歓迎交流班	<ol style="list-style-type: none"> 1 歓迎交流広場の管理運営に関する事。 2 ふるまいコーナーの管理運営に関する事。 3 雪像等展示及び雪あそび広場の管理運営に関する事。 4 展示ブースの管理運営に関する事。
医事部	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会における医療救護情報の総括に関する事。 2 式典等における救護所の管理運営に関する事。 3 傷病者等発生時の対応に関する事。
輸送交通部	輸送交通班	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会における輸送情報の総括に関する事。 2 輸送車両の運行管理に関する事。 3 式典会場における駐車場の管理及び乗降者の案内誘導に関する事。 4 総合案内所の管理運営に関する事。
消防警備衛生部	消防警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典会場における消防及び警備に関する事。 2 式典会場における傷病者等の救急搬送に関する事。 3 式典会場における緊急事態発生時の避難誘導に関する事。
	衛生班	宿泊施設、食品取扱店等における衛生対策に関する事。
競技式典部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の総括に関する事。 2 選手宣誓及びトロフィー返還に関する事。 3 控室での接待に関する事。 4 来場者の受付に関する事。 5 表彰状の授与に関する事。 6 表彰状の筆耕に関する事。 7 プレゼンターに関する事。
	式典班	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の進行管理、式典アナウンスに関する事。 2 音楽隊に関する事。 3 歓迎アトラクション出演者に関する事。 4 選手団入場行進、プラカード及び都道府県旗受取に関する事。 5 来場者の案内誘導に関する事。 6 登壇者の案内誘導に関する事。 7 避難時の誘導に関する事。 8 式典会場の設営に関する事。 9 会場装飾及び整備に関する事。
	競技記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営の総括に関する事。 2 各競技会場地との連絡調整に関する事。 3 各競技会場地での県記録本部との通信に関する事。 4 競技記録の収集及び情報提供に関する事。 5 総合成績の計算及び情報提供に関する事。

別表第3

総務部長

みらい企画創造部長

環境エネルギー部長

しあわせ子育て応援部長

産業労働部長

農林水産部長
 県土整備部長
 村山総合支庁長
 最上総合支庁長

別表第4

役職名	職名
総務部長	教育長
総務部副部長	教育局長
総務部副部長	総務部次長
歓迎交流部長	観光文化スポーツ部長
歓迎交流部副部長	村山総合支庁産業経済部長
医事部長	健康福祉部長
医事部副部長	健康福祉部次長
輸送交通部長	教育長
輸送交通部副部長	教育局教育次長
消防警備衛生部長	防災くらし安心部長
消防警備衛生部副部長	防災くらし安心部次長
消防警備衛生部副部長	村山総合支庁保健福祉環境部医療監
消防警備衛生部副部長	最上総合支庁保健福祉環境部医療監
競技式典部長	教育長
競技式典部副部長	教育局教育次長

備考 職名の欄に掲げる職にある者が複数あるときは、本部長が指定する者とする。

別表第5

部名	役職名	職名
総務部	総務班長	教育局国民スポーツ大会推進課長
	総務班副班長	教育局国民スポーツ大会推進課課長補佐（総括）
	広報報道班長	総務部広報広聴推進課長
	広報報道班副班長	総務部広報広聴推進課課長補佐（総括・報道担当）
歓迎交流部	歓迎交流班長	観光文化スポーツ部観光復活推進課長
	歓迎交流班副班長	村山総合支庁産業経済部農業振興課課長補佐（農産振興担当）
医事部	医療救護班長	健康福祉部健康福祉企画課長
	医療救護班副班長	健康福祉部健康福祉企画課課長補佐（企画調整担当）
輸送交通部	輸送交通班長	教育局教育政策課施設整備主幹
	輸送交通班副班長	教育局教育政策課課長補佐（学校施設担当）
消防警備衛生部	消防警備班長	防災くらし安心部消防救急課長
	消防警備班副班長	防災くらし安心部消防救急課課長補佐（総括・消防保安担当）
	衛生班長	防災くらし安心部食品安全衛生課長
	衛生班副班長	防災くらし安心部食品安全衛生課食品衛生企画専門員
競技式典部	総務班長	教育局国民スポーツ大会推進課長
	総務班副班長	教育局国民スポーツ大会推進課課長補佐（総括）
	式典班長	教育局スポーツ保健課長
	式典班副班長	教育局スポーツ保健課課長補佐（学校体育・生涯スポーツ担当）
競技記録部	競技記録班長	教育局スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室長
	競技記録班副班長	教育局スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室室長補佐

備考 職名の欄に掲げる職にある者が複数あるときは、本部長が指定する者とする。

令和5年11月28日印刷 発行所 山形県庁
令和5年11月28日発行 発行人 山形県